

富山地方裁判所委員会（第33回）及び富山家庭裁判所委員会（第34回）合同開催議事概要

1 開催日時

令和2年1月30日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【地裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

池田修治，石崎誠也，北澤純一（家裁委員会委員を兼務），桐谷真吾，澤田和人，中山敦雄，東出悦子，山口佳子，和久田道雄

【家裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

北澤純一（地裁委員会委員を兼務），佐伯行彦，瀬川信子，西川浩夫，山下委希子，依田吉人，和田文彦

【説明者】

石田民事訟廷管理官，飯村刑事訟廷管理官，杉山家裁訟廷管理官，山川家裁総務課課長補佐

【オブザーバー】

笠松民事首席書記官，角屋刑事首席書記官，北林首席家裁調査官，萩原家裁首席書記官，大島次席家裁調査官，橋本地裁事務局長，河合家裁事務局長

【事務担当者】

柳瀬家裁総務課長，新田地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 委員の紹介，委員挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告

(4) 議事「裁判所における来庁者の安全確保について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

(1) 地方裁判所委員会

民事訴訟事件の迅速化について

(2) 家庭裁判所委員会

成年後見制度の利用促進について

6 次回の開催期日

(1) 地方裁判所委員会

令和2年7月6日(月)午後2時から

(2) 家庭裁判所委員会

令和2年6月12日(金)午後2時から

(別紙)

意見交換

(○委員, ●委員長, ■裁判所)

- 職員からの概要の説明や、法廷で行った模擬所持品検査の様子等を御覧いただき、どのように感じたか、率直な御意見を伺いたい。
- 法廷内は被告人、弁護人、検察官及び裁判官の各席と傍聴席の距離が近いと感じた。複雑な感情が絡み合う場なので、例えば、被告人は、検察官等に殴りかかろうと思えば簡単にできるのではないかと思った。模擬所持品検査ではハンディタイプの金属探知機を使用していたが、私は空港での手荷物検査をイメージしていた。全国の裁判所に大型の金属探知機を設置することは費用の面を考えると難しいのかもしれないが、複雑な、絡み合った感情を抱いた人が出入りし、また、接触しやすい裁判所で重大な危険が生じないようにするためには、すべての来庁者は大型の金属探知機でチェックを受けてから庁舎に入るようにしてもよいのではないか。
- DV被害者の立場で考えると、庁舎内は人気のない場所があり、怖いと感じた。DV被害者が裁判所の庁舎内を移動するときは、常に誰かに付き添ってもらいたい気持ちになると思った。
- 今日、初めて裁判所を訪れたが、庁舎内には簡単に入れるのだと思った。例えば、警察署では、受付で身分証を提示し、訪問の目的を告げ、名札を受け取って初めて中に入ることができた。それと比較すると、こんなに簡単に庁舎内に入れてよいのだろうか、せめて身分証を提示させたほうがよいのではないかと思った。また、裁判所の近隣には小中学校があるので、有事が起こった場合の連携と連絡の態勢を整えておくのがよいと思った。
- 一般来庁者が入庁する際に身分証を提示してもらおう扱いをしている裁判所はない。裁判は公開されており、来庁目的を告げないと入庁を認めないということはない。そこで、様々な種類の事件の中から危険度が高いと思われる事件や加害行

為等のおそれのある当事者等がいなかを確認し、危険が生じないように予防策を検討するという方法を取っている。この方法について、何か御意見があれば伺いたい。

- 刑事事件において、危険物を持ち込む可能性があるのは、身柄を拘束されていない者といえる。そこで、身柄を拘束されていない者が危険物を持ち込まないようにするため、荷物置場を設けることが考えられないか。
- 法廷前に、来庁者が利用できる手荷物用の鍵付きロッカーを設置している。また、ロッカーに入らない大きい荷物については、裁判所で預かることもある。
- 法廷について、こうした方がよいのではないかという御意見があれば伺いたい。
- 法廷内では、被告人との距離が近いため、何か起こった場合にすぐに対応できるのだろうかと思った。当方の勤務先では毎年、警察官に依頼して、本物に近い形で防犯訓練を行っている。裁判所では、そのような訓練を行っているのか。
- 刑事部では、刑務所と合同して、昨年度（平成30年度）から、法廷からの逃走の際の連携等の訓練を行っている。
- 法柵を乗り越えられないよう高くしたり、法柵にアクリル板を使用するなどしてはどうか。
- 危険度の高い事件や揉めそうな事件については、どのような対策を取っているのか。
- 民事事件において、法廷内での口論等が予想される場合は立会書記官の人数を増やしたり、職員を傍聴席に配置することを考える。加害行為等のおそれがある場合は、法廷警備員の派遣を要請するほか、所持品検査を行ったり、事前に警察へ情報提供し、危険が生じた際に直ちに警察官が駆け付けられるように手配することもある。また、有事の際は職員が直ちに駆け付けられる態勢ができています。
- 当方の勤務先では、平成30年に富山県内で発生した交番襲撃事件の後、安全管理のために防犯カメラが4台設置され、24時間監視している。このほか、刺又や撃退スプレーを備えているほか、警察官を招いた防犯訓練を実施している。

また、外来者は必ず、受付で受け取るネームプレートを身に付けることになっており、これを身に付けていない者がいた場合には必ず声掛けをして、受付に案内している。

○ 当方の勤務先では、夜間は門扉を閉めているし、夜間・休日は、予め配布を受けたカードを使用しないと建物内に入れなくなっている。私が過去に訪問したドイツの裁判所では、大型のゲート式金属探知機が設置されていた。

● 次に、調停室について、何か御意見があれば伺いたい。

○ 暴力のおそれのある事案について、当事者同士が顔を合わせないような仕組みにした方が来庁者は安心して利用できると思うが、当事者同士が待合室で鉢合わせになることはないか。

■ 家庭裁判所の運用では、当事者が同じ部屋で話をしたり、顔を合わせるのは、双方の同意があった場合のみである。基本的に、待合室は別々であり、話も個別に伺うことになる。それでも心配される場合は、双方が使用する部屋を分けるなどのほか、職員が待合室まで案内したり駐車場まで付き添うなどして、当事者同士が顔を合わせないような対応をすることもある。また、遠方にいる当事者が最寄りの裁判所に出頭して、テレビ会議や電話会議を利用して手続に参加することもできるので、必要な事案についてはこれを活用している。したがって、望まない当事者が顔を合わせるケースはほとんどないと考えている。物理的な制限があるため、すべての事案でそのような対応はできないが、より効率的な方法がないかを検討しているところである。さらに、代理人として弁護士が就いている事案においては、弁護士と協力して、当事者が鉢合わせすることがないようにしている。

○ 当方の勤務先では、苦情等で来訪した方の対応は、建物の奥や閉ざされた場所ではなく、1階ロビー付近の目立つ場所に位置しプライバシーを保てる会議室を使用している。また、対応は複数名で行い、その場に制服の警備員を立ち合わせることで一定の抑止力になっている。

- 当方の勤務先では、DV被害者の相談中に、加害者が訪れることも想定される。そこで、相談には扉が2つある部屋を使用し、加害者が訪れたときは、相談員が一方の扉付近でその侵入を食い止める間、他方の扉から被害者を逃がすようにし、被害者に更なる被害が及ばないように気を付けている。また、加害者が相談で訪れたときは、加害者を部屋の奥に座らせ、相談員は、危険なときに直ちに逃げられるよう部屋の入口側に座るようにしている。
- ここで、有事が起こった場合における、裁判所の近隣小中学校との連携や連絡態勢について説明させていただく。
- 例えば、加害行為等を行った当事者が裁判所敷地外に逃走等した場合、まずは警察に通報し、次に、近隣の小中学校と保育園に直接連絡することとしており、訓練においてもその手順で行っている。このほか、教育委員会や区市町村の緊急連絡ルートにより、情報提供を行うこととしている。
- 学校の校区内で不審者等の情報を入手したときは、連絡網を使用して、校区内の学校だけでなく、近隣の学校にも連絡し、その後、警察に通報している。なお、不審者に声を掛けられたという連絡が生徒から寄せられたことは、これまでに何度もある。
- 当方の勤務先では、逃走者の自宅や立ち回り先へ赴く際は、同行した警察と連携を取って、危険な事態が生じないような方策を取っている。また、当方の職員は、警察官のように逮捕術を学んでいるわけではないので、多くの職員で対応できるよう心掛けている。
- 当方の組織では、暴力的な人が相談に訪れた場合、担当者は相談室の奥に座るので、万が一の場合には逃げられないと思う。部屋の奥にもう一つ扉を作るにしても費用が掛かるので、非常ボタンを設置するなどの検討をしている。
- 確信的な攻撃者の第一撃を防ぐのは難しく、これに対応するにはハード面を強化するしかないが、どのようなリスクを想定するかによって対応が変わるため、試行錯誤している。

- 裁判は公開されているため、傍聴したいという来庁者を庁舎内に入れずに済ませず、また、加害行為等を行うのではないかと当事者を疑うことはできないので、危険かもしれないという情報を収集してその対応を検討することになる。その対応が十分でないとすれば、大規模庁で行っているような大型の金属探知機による検査を行うしかないと思うが、当庁のような規模の裁判所で行うことについての難しさがある。
- 自傷行為のおそれのある当事者については、どのような対策を取っているのか。
- そのような情報を事前に入手していた場合、当事者を窓に近い席に座らせない、複数の職員を配置する、部屋に当事者一人だけにしないなどの対応をしている外、有事の際は職員がすぐに駆け付けられるような態勢を整えている。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の裁判所における来庁者の安全確保のための参考とさせていただきたい。